

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業について

○児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱（抄）

（平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知）

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 基本分（1か所当たり） | 564,000円 |
| ② 加算分（宿泊を伴わない場合） | 延べ利用児童数 × 5,500円 |
| ③ 加算分（宿泊を伴う場合） | 延べ利用日数 × 13,980円 |

○児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

（平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業及び同条第7項に規定する一時預かり事業その他の子育て支援に関する事業（支援拠点が利用調整を行う事業のうち、子どもを一時的に預かるものに限り、宿泊を伴うものを含む。以下「子育て支援事業」という。）の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

ア 利用調整

相談者が育児に対する負担を感じている場合等で、支援拠点が作成する支援計画において、支援の内容として子育て支援事業の利用が含まれているケースについて、相談者が子育て支援事業を円滑に利用できるよう、支援拠点が利用調整を行うことができる。この際、相談者は子育て支援事業の利用の必要性が認められている者であることを踏まえ、当該事業の利用料金の徴収は行わないこととする。また、支援拠点は、当該事業を実施した者から、子どもの状況等について報告を受けることにより、状況の変化の有無の確認等を行う。

イ 子育て支援事業を行う者に対する補助

市町村は、本事業の実施に当たり、子育て支援事業を実施する者に対し、子育て支援事業の実施に必要な費用を補助する。ただし、当該補助に当たっては、市町村との連絡調整や実施状況の報告等に係る事務費については、基本分として別に定める額を上限とし、事務費以外の事業費については、加算分として別に定める額を上限として補助するものとする。

なお、本事業の事業費の一部について、市町村が子ども・子育て支援交付金等による交付を受ける場合、その交付額を除いた額を本事業による国庫補助の対象経費とする。

市区町村子ども家庭総合支援拠点における支援メニューの充実【新規】

【令和元年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策総合支援事業）

目的

- 平成28年児童福祉法改正において、国・地方公共団体は、児童が家庭で健やかに養育されるよう保護者を支援するものとされるとともに、児童虐待対応に関して、都道府県と市町村の役割と責任の明確化を図り、市町村は身近な場所で継続的な支援を行うため、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」（以下「支援拠点」という。）の整備を進めていくこととされた。
- 支援拠点では、児童虐待対応に関して、身近な場所で必要な情報の把握、通所・在宅支援を中心とした専門相談、子どもと保護者に寄り添った継続的なソーシャルワーク業務等による支援を行うこととされている。
- しかし、子育て支援事業を活用した支援については、支援拠点での相談対応後、速やかにレスパイトのための子どもの預かり等を行う事業が十分に実施されておらず、在宅における養育支援の充実を図ることが課題となっている。
- このため、支援拠点を通じて提供することができる支援メニューを充実させ、地域の実情に応じた取組の実施を促すことにより、児童虐待防止対策の強化を図る。

事業概要

【事業内容】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせて支援できるよう、支援拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。

【補助基準額】

支援拠点を通じた一預かり事業等の実施に要する費用を補助。（事業実績に応じて補助）

【実施主体】市区町村

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／2

事業イメージ

